

秋の再拡大防止特別対策

ワクチン接種が進む中、国において日常生活の回復に向けた検討が進められ、これまでの対策が大きく転換する可能性がある。重要な局面を迎えており、また、国の専門家から、人の移動が活発化する秋の行楽シーズンを迎え、再拡大につながる懸念が指摘されている。

このため、緊急事態宣言終了後の急激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避するために、国の基本的対処方針に基づく段階的な緩和の観点等を踏まえ、特別対策を講じる。

※なお、今後、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証を行う場合には、行動制限の緩和については特例的に取り扱う

対象地域 全道域

期間 令和3年10月1日(金)～10月31日(日)

本道の中心都市であり、他の地域との人の往来も多い札幌市については、「重点地域」として、感染防止対策の一層の徹底を図る。

重点地域 札幌市

期間 令和3年10月1日(金)～10月14日(木)

※ 重点地域としての要請・協力依頼については、原則として期間の満了により終了する(全道域と同様の対策に移行)が、新規感染者数が人口10万人当たり15人に近づくなど、感染の増加が見られる場合には、対策の延長を含め強い措置を講じる。

要請内容

(日常生活において)

- ◆「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

- ◆混雑している場所や時間を避けて少人数で行動する。(特措法第24条第9項)
- ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

- ◆感染リスクを回避できない場合、札幌市との不要不急※の往来は控える。

(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、往来を控えてください。

- ◆感染が拡大している他の都府県への不要不急の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

- ◆帰省や旅行・出張など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、移動を控える。(特措法第24条第9項)

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

(特に飲食の際は)

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。

(特措法第24条第9項)

要請内容

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。

(特措法第24条第9項)

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)

(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼
内容

◆来道に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、来道を控える。

(協力依頼)